

成年後見制度を御利用の方へ

－面接のお知らせ－

千葉家庭裁判所家事部後見係事務室

(後見の申立てをされる方へ)

千葉家庭裁判所本庁では、後見の申立てをされる方について、申立書の提出前に、面接日の予約をお願いしています。面接には原則として申立人及び後見人候補者に来庁いただき、1～2時間程度お話をうかがうこととなりますので、申立ての準備ができた段階で下記の連絡先へお電話いただき、来庁される方とも調整の上、面接日の予約をしてください。

面接日の予約が済みましたら、申立書の1ページ目の余白に予約した面接日を鉛筆でメモ書きし、遅くとも面接日の3日前までに申立書類一式を裁判所に提出してください。

(保佐・補助の申立てをされる方へ)

保佐又は補助の申立ての場合は、裁判所の担当者から面接日について別途連絡をしますので、申立ての段階で面接日を予約する必要はありません。

【面接日メモ】

予約した面接日	面接の時間
月 日 (曜日)	午前・午後 時 分

※裁判所で申立書を受け付けた後は、裁判所の許可がなければ取り下げることはできませんので、ご注意ください。

連絡先 千葉家庭裁判所 家事部後見係事務室

電話 043-333-5321～5323 (直通)

ご連絡は、平日の午前9時から午後5時までの間にお願いします。

上記面接の予約は、千葉家庭裁判所本庁のみの取扱いです。支部、出張所又は他県の裁判所あてに申立書を提出する場合は、各裁判所に直接お問い合わせください。